

平成27年度県予算編成並びに 施 策 に 関 す る 要 望 事 項

(環境森林部・保健福祉部
産業労働観光部・農政部
県土整備部・教育委員会
県立図書館・県警本部)

栃木県町村会専門委員会

目 次

環境森林部

- 栃木県浄化槽設置整備費補助金の確保について ···· 1
- 鳥獣被害防止対策の充実・強化について ···· 2

保健福祉部

- 予防接種の財源確保について ···· 3

産業労働観光部

- 観光誘客事業の継続的な推進について ···· 4
- 栃木県伝統工芸品産業の新たな支援策について ···· 5

農政部

- 有機農業に対する支援について ···· 6
- 自然災害による農產生産施設被災に対する復旧支援について ···· 7

県土整備部

- 都市再生整備計画事業の予算確保について ···· 8
- 道路整備の推進について ···· 9

教育委員会

- 小学校3年生以上における35入学級の早期実現について ···· 10
- 小中学校における教職員等の配置事業の拡充について ···· 11
- 新規採用教職員の確保について ···· 12
- 不登校児童生徒対策に対する財政支援措置について ···· 13

県立図書館

- 将来に向けた電子図書提供サービスの取り組みについて ···· 14

県警本部

- 交通安全対策予算の拡充について ···· 15

【環境森林部】

栃木県浄化槽設置整備費補助金の拡充について

栃木県浄化槽設置整備費補助金の補助率については、国と同様に補助対象額の $1/3$ を基準としているものの市町の財政力指数により $0.6/3$ 、 $0.9/3$ 、 $1.2/3$ となっており、補助率 $1.2/3$ は5市町で、大半の市町は $0.9/3$ の補助となっております。

今後、若年層の人口流出が顕著となっていく中で、若年層の定住化を図るためには、より快適な住環境の整備が求められ、各町は浄化槽の設置について積極的に推進しております。

県においては、厳しい財政状況の中において、予算を確保していただいておりますが、町村財政の状況をしん酌くださり、補助率を $0.6/3$ 、 $0.9/3$ にあっては国と同様の $1/3$ に引き上げられるよう要望いたします。

【環境森林部・農政部】

鳥獣被害防止対策の充実・強化について

野生鳥獣による農産物等の被害は、耕作放棄地の増加、集落コミュニティの衰退に伴う農村環境の変化、里山における鳥獣生息区域と人間が居住する区域との緩衝地帯機能の減少などの生息環境の変化や狩猟文化の衰退などにより、年々深刻化、広域化しております。

このような状況の中、各地域においては有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでおりますが、有害鳥獣対策に要する市町の負担は年々増大しており、有害鳥獣対策の専門家、担い手の不足等も相まって、十分な被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況となっております。

つきましては、次の事項について積極的な対応を図られるよう要望いたします。

記

- 1 イノシシ等による農作物等の被害防止のための集中的な対策を早急に講じること。
- 2 カワウ等移動距離が広範囲な鳥獣に対して、県内市町相互の連携、県域を越える取組みによる捕獲活動など、総合的な対策の強化を図ること。
- 3 狩猟者の年間の維持費等の補助や狩猟免許取得及び更新費用に対する支援を行うなど、有害鳥獣駆除の担い手である狩猟者の負担軽減を図り狩猟者の増員及び育成を図ること。
- 4 有害鳥獣対策への取組みを指導できる専門的知識を有した指導者の派遣及び人材の育成を図ること。
- 5 捕獲檻等の捕獲機材の導入に対する支援の拡充を図ること。
- 6 捕獲鳥獣を地域資源として活用するため、食肉への利用促進など幅広い有効活用方策の検討をおこなうこと。

【保健福祉部】

予防接種の財源確保について

予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布により、平成26年10月1日より水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されることとなりました。

また、おたふく風邪、B型肝炎、口タウイルスについても定期接種化が検討されております。

予防接種は、地域住民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に子どもに対する予防接種は次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たしており、公費による接種は意義の大きいものであります。

しかしながら、現在の予防接種法上の定期接種は、市町の支弁により実施する自治事務となっており、昨今の厳しい財政状況の下、既に定期予防接種となっているものを含めて全ての接種費用を市町が負担することは困難な状況です。

安全かつ安定的な予防接種を継続するためには、国の責任において実施に必要な財源を確保することが不可欠であります。

つきましては、今後、定期予防接種の対象が広がり、市町の費用負担の更なる増加も予想されることから、市町の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者の全てが接種を受けられるよう、国の責任において、財源を地方交付税によらず全額保障するよう、国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

【産業労働観光部】

観光誘客事業の継続的な推進について

県内観光地への観光客の入込数は、県全体として震災前に回復したと数字上示されていますが、地域によっての差があり、まだまだ回復途上の観光地もあると思われます。

県においては、「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン等により、県内全域を対象とした広域的な周遊モデルコースの設定や、「周遊パスポート」により滞在期間の長期化を図る施策を実施されていることと存じますが、今後、東京オリンピック等でのキャンプ地誘致や国体開催に関連し、県外、国外からの観光客の来県が期待されるところであり、誘客効果を高めるためにはこれら施策を継続して取り組むことが重要と考えます。

つきましては、現在実施している観光誘客事業の継続的な推進と十分な予算の確保を要望します。

【産業労働観光部】

栃木県伝統工芸品産業の新たな支援策について

栃木県の風土と県民の中で育まれ、受け継がれてきた地域の伝統文化の源である県指定伝統工芸品は、現在 57 品目、72 件指定されております。

伝統工芸品産業の振興策として、県においては、ブランド力向上のための新商品開発や販路開拓のための施策を講じられていることと存じますが、伝統工芸品を後世(次世代)に引き継ぐための支援策として、現在の施策のほか、老朽化による設備更新や、設備が破損した場合の(修繕費用の)支援を図ることも必要であると考えます。

つきましては、設備更新等の支援策として、現在ある中小企業者向けの制度融資でも対応可能とは存じますが、これとは別に伝統工芸品産業を後世に引き継ぐため、設備更新や修繕等を対象とした新たな支援策を講じられるよう要望します。

【農政部】

有機農業に対する支援について

有機農業に携わる農家数は、近年、増加の傾向にありますが、従来型の農業に比べて、病害虫等による品質・収量の低下が起こりやすいなどの技術面での難しさに加え、販路が確立していないことから、初期段階では経営が安定しないため、取り組み農家数はまだ少ないのが現状です。

国においては、新たな基本の方針で全国の有機農業の農家数を倍増させる計画を示しましたが、県においても、有機農業に取り組もうとする農家への支援や消費者に対する有機農業・農作物への理解を深めることが必要と考えます。

つきましては、下記事項について要望します。

記

- 1 技術体系の確立・普及の支援を図ること
- 2 従来農法から有機農業への転換者についても、新規就農者と同様の給付金制度の創設を図ること
- 3 JAS認証の登録費用の補助などの支援を図ること
- 4 有機農産物の販路の開拓を図ること
- 5 消費者の理解を深めるための積極的な普及・啓発活動を行うこと

【農政部】

自然災害による農業生産施設被災に対する復旧支援について

近年、竜巻等の突風など、異常気象による自然災害が多発しております。

これら災害は、局所的に大きな被害が生じるため、被害が一部の地域に止まり重大な気象災害と判断されない場合には、農業生産施設（園芸ハウス等）の復旧支援について、国の被災農業者向け経営体育成支援事業や栃木県農漁業災害対策特別措置条例が適用とならず、自力での施設復旧を余儀なくされることがあります。

つきましては、被災農家の再建意欲と農業経営の継続を図るため、既存の制度が適用とならない自然災害においても農業生産施設被災に対する復旧支援措置を講じられるよう要望いたします。

【県土整備部】

都市再生整備計画事業の予算確保について

今年度の都市再生整備計画事業の配分率については、厳しいものとなっており、来年度もその傾向は続く見込みであると伺っています。

都市再生整備計画事業は、様々な事業を同時に実施することで総合的なまちづくりを進めることができる自主性の高い事業ですが、事業期間が原則5年間と短いものとなっております。

厳しい配分率が想定される状況では、5年間という期限の中で予定どおりに事業が執行されず、効果的な整備が困難になることも考えられます。

また、補助事業として都市再生整備計画事業でしか実施できない事業もあり、財政面からも非常に有効な事業と考えております。

つきましては、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 市町の要望額に見合う配分率になるよう、都市再生整備計画事業の予算確保について、国に対し強く働きかけること。
- 2 都市再生整備計画事業の制度や取扱等について見直しや検討があった場合には、速やかに市町に対し情報提供すること。

【県土整備部】

道路整備の推進について

道路は、県民を自然災害から守る機能を有するとともに、上下水道や電線類などの公共公益施設を収容し、活力ある社会・経済活動や観光振興等を支える最も基礎的な社会資本あり、その計画的な整備はより一層重要となっております。

特に、近年、局地的な集中豪雨や突風・竜巻などが多発しており、災害に強い道路の整備を着実に進めることが強く求められるところであります。

つきましては、下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 道路整備を着実に推進し、円滑な交通体系を確立するため、道路整備財源の拡充を図り、未整備路線の解消に努めること。
- 2 県道における通学路の歩道整備については、町村部の整備が遅れているが、安全・安心な住環境の整備は若年層の定住化に繋がることから、単に費用対効果に囚われることなく、地域の実情も判断基準とともに、防護柵や縁石鋤を設置するなど、事故の事前防止や被害拡大防止のための安全対策を講じること。
- 3 災害時における救援物資や人員の迅速な輸送、さらには収容する上下水道や電線類などのライフラインの分断を回避するため、災害に強い道路の整備を計画的かつ着実に進めるとともに、補修の必要な箇所については、早急に補修・補強を図ること。

【教育委員会】

小学校3年生以上における35人学級の早期実現について

学校現場が抱える課題が多様化・複雑化の一途をたどっている中で、児童生徒へのきめ細やかな指導を実現するためには、少人数教育の更なる推進によって教員の目が届きやすい学習環境を作り、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することが必要となっております。

国においては、平成25年度からの5カ年計画である「新たな教職員定数改善計画案」により、中学校3年生までの35人学級の実施を検討しておりましたが見送りとなり、その後検討が重ねられているものの具体的な見通しは立っていない状況です。

こうした中、本県においては、義務教育標準法に定められている小学校1年生に加え、小学校2年生及び中学校の全学年においても教員の加配対応により35人学級が実現されており、児童生徒の学習意欲の向上等の効果が見られております。

小学校3年生以上の35人学級を先行導入している他県の調査結果からは、きめ細やかな指導を可能とし、高い学力を身に付けることにつながり、不登校の出現率や欠席率が低下しているとの結果が報告されております。

つきましては、国に対し義務教育標準法の改正による少人数学級の拡充を強く働きかけるとともに、本県におけるより質の高い教育の実現のため、本県独自の少人数教育として小学校3年生以上における35人学級を早期に実施されるよう要望いたします。

【教育委員会】

小中学校における教職員等配置事業の充実について

発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、対応に苦慮しているところであります。

県においては、小中学校非常勤講師配置事業における教職員の配置及び特別支援教育充実事業における臨床心理士等の外部専門家による助言・指導により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への支援に取り組んでおり、また国から措置された加配教員を地域の実情に応じて配置しております。しかし、配置可能な人員は限られており、希望する全ての学校が加配措置を受けられるというわけではないため、特別支援教育補助員の設置や臨床心理士による巡回指導等を単独で実施している町もある状況です。

さらには、英語教育改革実施計画や道徳の教科化、土曜日の教育活動推進等、今日的な教育動向に対応するための人的条件の整備も求められております。

つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため、下記の事項についての積極的な取り組みを要望いたします。

記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業における配置教職員の増員を図り、希望する全ての学校への加配に努めること。また、発達障害等に対応可能な専門性を持った教職員の配置を図ること。
- 2 各町において単独で実施している特別支援教育等の事業に対する財政支援策を講じること。
- 3 英語教育改革や道徳の教科化等を効果的に実施するための教職員の増員について国に対し強く働きかけること。

【教育委員会】

新規採用教職員の確保について

教員が子どもたち一人ひとりに正面からしっかりと向き合い、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるとともに、いじめや不登校等の諸問題に対するきめ細かい指導を図るため、正規採用教員の増員と臨時的採用教員の削減に努められるよう昨年度要望したところであります。

県におかれましては、昨年度は教職員採用者数を増やすことにより欠員の解消を図ったとし、今後とも、正規教職員の適正な配置に努めるとされております。

非正規教員については、体系的な研修の仕組みが整備されておらず、非正規教員の割合が増加することは、学校の組織運営や質の高い教育の維持・向上の面でも支障が生じることが懸念され、望ましくありません。

つきましては、今後とも、学校現場で即戦力となる優秀な人材を多く確保できるよう正規教職員の積極的な採用を進め、可能な限り臨時的採用教員の抑制を図り、正規教員の適正な配置に努められるよう要望いたします。

【教育委員会】

不登校児童生徒対策に対する財政支援措置について

平成 24 年度調査によると、栃木県の小中学校の不登校児童生徒数は小学校 293 人、中学校 1,589 人の計 1,882 人で、前年度 (2,095 人) より減少しているものの、依然として相当数に上っています。

こうした中、各町においては、適応指導教室を設置し、児童生徒の特性に応じ、適切な個別指導や豊かな人間性を育むための支援を行っております。

県においては、市町が設置した適応指導教室への財政支援として「マロニエハートケア推進事業」を実施し、適応指導教室の充実を図るとともに不登校対策を講じてきたところですが、年々、その補助対象は縮小され、平成 25 年度をもって事業廃止とされたところです。

しかしながら、適応指導教室を設置している各町においては、厳しい財政状況にあっても教室を閉鎖することなく継続して運営しており、さらに一部の教室では、町外の児童生徒を受け入れているところもあり、常勤相談員の配置や施設の維持管理等、運営費の負担は多大なものとなっております。

県におかれましては、このような現状をご理解いただき、不登校児童生徒対策に対する財政支援についてご配意下さるよう要望いたします。

【県立図書館】

将来に向けた電子図書提供サービスの取り組みについて

1990年代後半以降、インターネットが急速に普及し情報環境が変化する中で、図書館も従来のアナログ媒体による情報・知識の伝達普及機能だけでなく高度な情報技術を活用し、新たな情報発信を志向するようになり、その取り組みとして、現在、一部の図書館では、電子図書の提供サービスを導入しております。

電子図書の提供サービスの普及には、著作権の問題などクリアすべき課題はあります。今後、時代の要請や県民ニーズの変化に対応した県内図書館サービスのさらなる向上を図るためにも、県民誰もが、いつでもどこでも図書情報に触れることができ、利便性がさらに高まる電子図書提供サービスの仕組みを模索していくことが必要であります。

つきましては、県立図書館に電子図書の導入を図るとともに、市町立図書館との電子図書相互貸借のネットワーク構築など、全県的な電子図書提供サービスの実現に向け、県主導のもと検討していただきますよう要望いたします。

【県警本部】

交通安全対策予算の拡充について

県内の交通規制施設、特に横断歩道や法定路面標示は、交通事故防止対策として大変重要なものにもかかわらず、近年、表示が薄くなったり、消えていたりする箇所が多く見受けられるようになっております。

交通安全対策、その中でも特に子どもの通学路の安全対策にあっては「安全・安心」に対する県民ニーズが、かつてないほど高くなっています。各町においては通学路のカラー舗装や啓発用電柱幕などの整備を行い、歩行者の安全確保を図る対策を講じているところであります。

一方、災害直後の混乱時における交通機関の確保は、迅速な非難や支援にとって必要不可欠なものであります。特に今後予想される大規模地震や竜巻被害等による停電時の対応は緊急かつ重要な課題であります。

県におかれましては、下記について、予算の拡充を図るとともに、早急に対応されるよう要望いたします。

記

- 1 毀損した法定路面標示の補修をはじめ、より見やすく、わかりやすい道路標識や道路標示の設置を促進すること。
- 2 信号機の設置については、既存の信号機の更新に偏ることなく、新規新設を促進すること。
- 3 災害時の停電、電力網の分断時における継続的な信号を可能とするとともに消費電力の低減を可能とする、外部電力を使用しない太陽光発電LED信号機への迅速な切り替えを促進すること。